

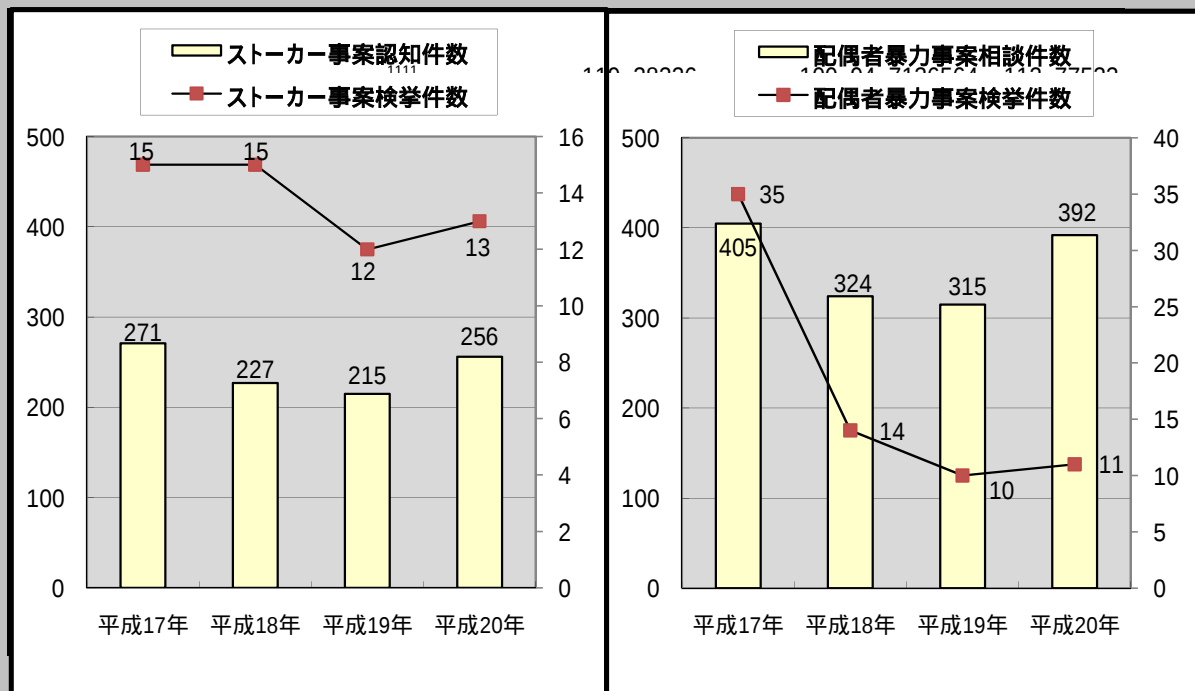
業務名

ストーカー・配偶者暴力対策の推進

○業務に関する統計

項 目	統 計 の 推 移				
ストーカー事案認知件数	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	単位
	271	227	215	256	件
ストーカー事案検挙件数	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	単位
	15	15	12	13	件
配偶者暴力事案相談件数	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	単位
	405	324	315	392	件
配偶者暴力事案検挙件数	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	単位
	35	14	10	11	件

「ストーカー」とは、一般的に恋愛感情などを満たす目的で、つきまとい、まちぶせ等の行動を反復して行う者をいう。



○業務の主なコスト

No	事業名	平成20年度事業費(千円)	平成21年度事業費(千円)
1	生活安全警察費	123	126
2			
3			
4			
5			
6			
7			
合 計		123	126

○ 平成20年の取組み

- 平成20年中、ストーカー事案256件を認知し、警察本部と各警察署の連携により、ストーカー行為等で13件検挙したほか、法の規定に基づく警告22件、援助46件を実施した。
- 配偶者からの暴力相談392件（相談者359人）を受理し、被害者に対する防犯指導、加害者に対する指導警告を実施したほか、保護命令違反・傷害等で11件を検挙した。
また、地方裁判所から51件の保護命令通知を受理し、被害者に対する被害防止措置、加害者に対する指導等の措置を講ずるなど、被害者の保護対策に努めた。
- ストーカー及び配偶者暴力の被害防止を図るため、その実態と特徴、早期相談の必要性や被害防止方法等をラジオ放送、県警ホームページ、部内外の広報誌等を通じて積極的に広報したほか、市町と連携した被害者支援の充実を図った。
- 被害の未然防止、早期相談の促進を図るため、関係機関等との連携を強化し、改正配偶者暴力防止法及び被害者保護に関する広報啓発活動を推進した。

○ 課題と平成21年の取組み

- ストーカー事案・配偶者暴力事案とも、早期相談を促進する広報啓発活動を一層推進し、潜在的被害者の発見を強化する。
- 被害の防止と保護等を図るため、あらゆる法令を適用し、ストーカー事案、配偶者暴力事案の積極的な事件化を図る。
- 改正配偶者暴力防止法の趣旨に基づき、保護命令拡充に伴う被害者保護対策の徹底を図るとともに、関係機関・団体と連携の上、適切な被害者保護を実施する。